

○内閣府、厚生労働省、財務省、国土交通省、農林水産省、
経済産業省、告示第九号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）第四条の三第一項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和四年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 松野 博一

総務大臣 寺田 稔

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 永岡 桂子

厚生労働大臣 加藤 勝信
 農林水産大臣 野村 哲郎
 経済産業大臣 西村 康稔
 国土交通大臣 齐藤 鉄夫
 環境大臣臨時代理

国務大臣 小倉 將信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表 「一〇六 略」 七 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・ 金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び	別表 「一〇六 同上」 七 金属鉱物（独立行政法人石油天然ガス ・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及

<p>会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条 第一項に規定する金属鉱物のうち、同項 第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十二号までに規定するものに限る。）に関する次のイからホまでに掲げる業種</p> <p>「イ」ホ 略」</p> <p>「八」十七 略」</p> <p>「備考 略」</p>	<p>ひ会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第十九条 第一項に規定する金属鉱物のうち、同項 第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十二号までに規定するものに限る。）に関する次のイからホまでに掲げる業種</p> <p>「イ」ホ 同上」</p> <p>「八」十七 同上」</p> <p>「備考 同上」</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	